違反是正事例（事例３－10）

テーマ　　**〈　多数の名宛人に対する命令事例　　令和４年　〉**

（命令・16 項イ・組織体制・連携）

● 組織内で「パンドラの箱」と称され、長期間違反処理に移行出来ていなかった防火対象物に対して違反是正指導及び違反処理に着手し、多数の名宛人に対して命令を行い違反を是正させた事例

防火対象物の概要

(1)	用　　途	複合用途防火対象物（16）項イ
(2)	構造・規模等	耐火造　地上４階　延べ面積　1823.5 ㎡　屋内階段３系統 屋外階段１系統、２階無窓階、その他有窓階
(3)	収 容 人 員	200 人
(4)	消防用設備等	消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、誘導灯
(5)	建築年月日	昭和 41 年 11 月 17 日
(6)	管理権原者	建物所有者 17 名　占有者（テナント）15 名
(7)	そ　の　他	接続ビルＡ（16）項イ　耐火構造４／１　延べ面積 704 ㎡ 接続ビルＢ（２）項ニ　耐火構造６／２　延べ面積 1,748.58 ㎡ 過去、往来を可能としていたが、現在は不能及び延焼措置済み

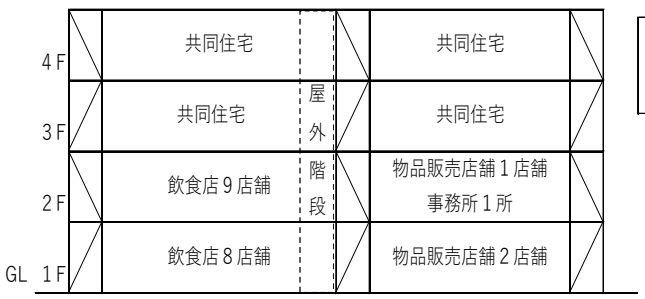

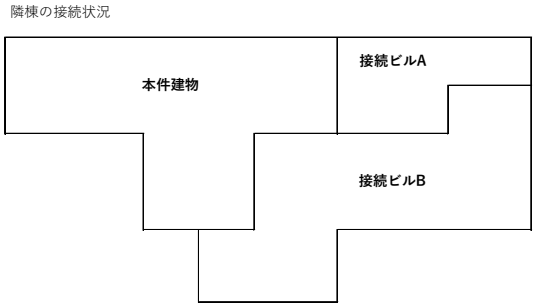

※１階及び２階の飲食店は、居酒屋やＢＡＲ等酒類を提供する飲食店

１．違反処理の概要

(1) 過去の指導経過

ア　昭和 49 年から昭和 62 年の立入検査経過をみると、当該対象物と隣接する２棟を消防法上１棟として規制し、防火管理関係、消防用設備等機能不良等の違反を指摘、６回警告書を交付して別棟扱いとする方法を提示、その後、昭和 62 年に実施した立入検査の経過表に「別棟措置がされており別棟扱いとする。」と赤字の記録がある。

イ　平成元年から令和元年まで９回立入検査を実施しているが、昼間営業中のテナントのみ実施、当時把握していた所有者等に、防火管理関係違反及び屋内消火栓設備、自動火災報知設備機能不良等の違反を指摘し、関係者指導を実施している経過が残っている。

ウ　その後は、建物関係者が多数存在し名宛人（指導対象）の特定が困難であること、隣棟との接続状況の具体的な記録が残されておらず取扱い（根拠等）が不透明であること、管轄消防署の業務体制では違反是正指導への着手が困難であったことなどから、過去に５回火災が発生しているが違反処理に移行できていなかった。

(2) 立入検査から警告までの経緯

ア　当該消防本部は、警防活動隊員も立入検査等の業務に従事するなど組織全体で予防業務に取り組んでいる。平成 29 年４月に隣接市との広域消防としての運用が開始されたこと、違反対象物公表制度が開始され重大違反対象物の違反是正強化を図る必要がある等から予防専従員を増員する等の予防業務体制を強化する組織整備を行った。

イ　当該対象物は管轄消防署が対応していたが、本部予防課に所管替えを行って違反是正に向けた体制を整えることにした。本部予防課では、令和２年４月から６月の間、違反処理への移行を踏まえた立入検査の実施にあたり次のとおり事前準備を行った。

（所有者の特定作業）

・建物登記及び所有者の戸籍、住民票等の取得

・３階及び４階の共同住宅の居住者からの聞き取り（所有者情報の聴取等）

※相続登記がされていない所有者は、管轄家庭裁判所へ相続放棄の申述の有無の照会　法定相続人すべてが相続放棄している場合は、相続財産管理人選任の有無などの照会（占有部分の管理権原者（以下「テナント」という。）の特定作業）

・保健所への飲食店許可情報の照会及び戸籍、住民票の取得

（立入検査の事前通知）

・名宛人の特定作業により知り得た所有者及びテナントに対して「立入検査事前通知書」を通知し立入検査時の立会いを依頼するとともに、「関係者情報確認書」を作成して「立入検査事前通知書」に同封し、事前又は立入検査時の提出を求めた。

・立入検査時に賃貸借契約書の持参を依頼した。

・共用部の立会いについては、査察台帳の経過から所有者代表とされていた者（以下「A」という。）に依頼した。

ウ　令和２年６月 25 日、立入検査を実施したところ次のような消防法令違反が確認された。

（主な違反事項）

①　防火管理者未選任

②　統括防火管理者未選任

③　屋内消火栓設備の機能不良（非常電源未設置等）

④　自動火災報知設備の機能不良（主音響及び地区音響停止）

※電源を入れると１階及び２階が火災表示状態となる為に停止している

⑤　消防用設備等の点検未実施・未報告　（10 年以上実施されていない。）等

隣棟２棟の立入検査も実施して接続状況を確認。過去からの経過、現状等を総合的に判断して消防法上別棟である旨の正式な記録を残した。

なお、判断前に建築基準法上も別棟として管理していることを建築部局へ確認している。

エ　後日、建築部局と合同で立入検査を実施したところ、建築基準法施行令第 112 条第１項及び第 11 項（現同条第１項及び第 18 項）に基づく防火区画（面積区画及び異種用途区画）未設置違反等も確認され、建築部局も違反是正指導を開始した。そのため、建築法令に係る事項については、違反処理から除外している。

オ　令和２年８月５日、所有者 17 名及びテナント 15 名に対して立入検査結果通知書を直接又は配達証明にて交付した。約半数のテナントからは改善計画書が提出されたが、所有者からの改善計画書の提出はなかった。

(3) 警告書及び消防法第４条に基づく命令書交付までの経過

ア　令和２年９月 23 日、消防本部に履行義務者を集めて違反内容、違反に伴う危険性、是正方法等を説明し、併せて警告書及び勧告書を交付した。集まった履行義務者同士で消防法令違反の是正方策、費用負担等の方針を話し合ってもらい履行義務者間の連絡網を作成。欠席者に対しては、警告書等を配達証明付き内容証明郵便で交付した。

【所有者（17 名）への警告事項】　〈履行期限：令和３年２月 12 日〉

①　防火管理者の選任　② 統括防火管理者の選任

③　屋内消火栓設備機能不良の改修　④自動火災報知設備機能不良の改修

【所有者 17 名への勧告事項】　〈履行期限：令和２年 10 月 30 日〉

消防用設備等の点検及び報告の実施

【テナント（15 名）への警告事項】〈履行期限：令和３年２月 12 日〉

①　防火管理者管理者の選任　②　統括防火管理者の選任

イ　令和２年 12 月 25 日、消防用設備等点検結果報告書が提出されたが屋内消火栓設備の点検が未実施であった。理由を確認すると点検実施業者から「配管の経年劣化等により圧力を加えると配管が破損する可能性がある。」と説明を受け、Ａが点検しなくてよいと指示したとのことであった。

ウ　令和３年１月６日、屋内消火栓設備について消防法第 17 条の４に基づく命令を行うには、当該設備の機能不良個所を具体的に把握する必要があるため、所有者 17 名に対し、消防法第４条に基づく命令書を配達証明付き内容証明郵便にて送付し、命令不履行の場合は、他警告事項の命令移行に併せて消防法第 17 条の３の３に基づく点検及び報告違反を告発する方針を決めた。

【命令事項】　〈履行期限：令和３年２月 12 日〉

消防法第 17 条の３の３の規定に基づき屋内消火栓設備を点検し、実施した結果の資料を消防長宛てに提出すること。

エ　令和３年１月 18 日、所有者間における消防法令違反の是正方策の話し合いの場として「是正協議会」を開催。その場で統括防火管理者として選任する者（予定）が決定し、出席者同士の連絡網も作成された。

オ　令和３年２月 12 日（履行期限当日）、Ａから「本日、消防設備業者と改修の契約を行

う。」との連絡があったことから現場に出向して概要を聴取、質問調書として記録した。なお、警告事項履行に向けた動きが確認できたことから、令和３年２月 28 日までに防火管理者及び統括防火管理者選任届並びに工事着工届出等が提出された場合は上位措置への移行を留保することとした。

(4) 消防法第 17 条の４に基づく命令までの経過

ア　工事着手がされないこと、防火管理関係の届出も提出されないことから上位措置への移行を決定。

令和３年３月 15 日、テナント立会いのもと実況見分を行い違反事実の再確認、テナント内部の測定、検査立会者からの供述聴取を実施した。（使用開始届はすべてのテナントから提出されていなかったので、職員が図面すべてを作成した。）

なお、すべての所有者に立会いを依頼したが、実況見物時は一人も現れなかった。

イ　令和３年４月８日付けで所有者 17 名及びテナント 15 名に対し、消防法第８条の２第５項及び第 17 条の４第１項に基づく命令書を交付した。

【所有者への命令事項】〈履行期限：令和３年５月 28 日〉

①　統括防火管理者の選任　②　自動火災報知設備機能不良の改修

【テナントへの命令事項】　〈履行期限：令和３年５月 28 日〉

・統括防火管理者の選任

ウ　屋内消火栓設備については、消防法第４条に基づく命令が履行されない場合、消防法第 17 条の３の３違反を告発により対応する方針であったが、具体的な工事計画書が提出されたことから留保することとした。所有者及びテナントに対する消防法第８条第３項に基づく命令については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から防火管理講習が中止、規模縮小等がされていたことから当該状況を踏まえて命令を留保することとした。消防法第８条の２第５項に基づく命令については、履行義務者の中に防火管理者講習修了者がいたことから届出は可能と判断し、命令することとし、命令書は、配達証明付き内容証明郵便で送付し交付した。

２．違反処理の完結

(1) 告発検討から違反是正までの経過

ア　令和３年４月 13 日、パッケージ型消火設備の着工届出が提出された。

※屋内消火栓設備の代替として消防法施行令第 32 条適用

令和３年４月 27 日、設置届が提出され、消防検査を実施して違反是正を確認した。

イ　令和３年５月 10 日、統括防火管理者選任届出書が提出され、防火管理違反は是正された。

ウ　自動火災報知設備については、工事の契約は確認していたが、その後も工事費の支払い問題や消防設備業者と関係者間で占有部分工事の立入り調整が出来ずに届け出もなく工事が進捗しない状況であったことから、令和３年６月４日、所有者 17 名に対して催告書を配達証明付き内容証明郵便で交付した。しかし、その後も工事の進捗が確認できなかったため組織として上位措置への移行を決定し、上位措置の選択を検討した。行政代執行法による代執行については、技術的に困難であることから除外、消防法第５条の

２第１項に基づく命令については、既に工事に着手するため、消防設備業者と契約しているという現状を踏まえ警察比例の原則から除外、告発が妥当であると判断し、告発先については、検察庁も検討したが、地元警察との関係を優先することとした。

エ　令和３年６月 15 日、命令事項が履行されないことから告発する旨を文書で所有者へ通知し、所有者意識の変化を期待したがアクションは確認できなかった。

令和３年６月下旬、管轄警察署へ告発相談に行ったところ次のような助言等を受けた。

・違反者が多いため、全員一度に告発すると相当の時間を要する。最初に特に悪質性が高い者、所有部分が多い者など数名を選択して告発してはどうか。
・建物のどの部分を所有しているかを消防機関として明確に特定する必要がある。
・告発書提出後も業務都合で即時に着手することができない場合がある。

オ　令和３年７月６日、所有者 17 名に対し消防法第４条に基づく報告徴収命令書を配達証明付き内容証明郵便にて送付し交付した。

【報告徴収内容】〈履行期限：令和３年７月 21 日〉

・当該対象物の所有部分
・命令事項の履行意思の有無、履行が遅滞している理由
・自動火災報知設備の改修工事が開始している場合は、改修完了予定日及び改修工事の具体的な工程を記載した計画書

なお、当該命令により報告があった所有者は１名のみであった。

カ　令和３年７月中旬、消防設備業者から「関係者との工事の調整（調査含む）が完了し改修の目途が立った。」と報告を受けた。報告徴収命令の効果があったものと考えられる。

キ　令和３年 11 月 12 日、自動火災報知設備の着工届出書が提出された。

ク　令和４年１月 24 日、自動火災報知設備の改修完了に伴う検査を実施し、是正されたことを確認した。

【本件事案における名宛人特定方法】

（所有者）

・建物登記を取得すると 26 名の区分所有となっていた。 26 名すべての戸籍及び住民票を取得したところ、既に亡くなっている者が数名いたことから、名宛人特定のために管轄の家庭裁判所に相続放棄の申述の有無、所有権を放棄している場合は、相続財産管理人の選任の有無を照会した。
その結果、法定相続人すべてが相続放棄し、相続財産管理人は選任されていないことが判明した。最後に相続を放棄した者は、名宛人になると思慮するが、当該建物との関係性が遠く、また、他に確定たる名宛人が多数いるため除外した。
・当該対象物は、建物管理規約等がなく、総会も開催されていないことから「管理者」は存在しないものと判断、名宛人は「所有者全員」とした。
・消防法第 17 条の４第１項の命令（消防用設備等維持管理命令）については、所有者とテナントの賃貸契約の中に固定式の消防用設備等の改修を負担するなどの特

約事項がないことから所有者のみを名宛人とした。

・一部の建物所有者で構成している組合（集金のみで組合活動なし）の銀行口座をＡが管理しており、組合口座を確認したところ振込人と建物登記の所有者の記載が一致したことから、当該振込人の写しを添付した質問調書を作成した。

・その他、名宛人特定にあたり、接触できた名宛人から所有者である旨の供述を記録した質問調書、テナントから入手した賃貸借契約書の写しを添付した質問調書、仲介不動産会社から入手した所有者情報を記録した質問調書を証拠として補完した。

・固定資産税の納税義務者情報を担当部局へ照会したが地方税法第 22 条を理由に開示されなかった。

（テナント）

・保健所へ許可情報を照会、飲食店以外の部分は質問調書で保管、法人経営している部分は商業登記を取得。

・テナントのうち供述した居住地と住民票が一致しなかった者がいたが、供述した居住地の公共料金の支払者情報を担当部局へ照会したところ、供述内容と一致した。

以上の各種資料等により名宛人であることを否定できない証拠を確保した。

（事例３－10）グループ検討

テーマ　　〈　多数の名宛人に対する命令事例　〉

１．適正な違反処理への行使について

本事案は、隣棟との接続や名宛人が多数存在するなどの理由から、長期間違反処理への移行に着手できていなかった経過があるが、その後の当消防本部の対応について検討してください。

各消防本部に類似案件は存在しないか、存在する場合どのように対応しているか、本事案の参考となる部分も含めて意見交換してください。

立入検査の事前準備における名宛人の特定作業についても意見交換して下さい。

２．各消防本部の予防業務に対する体制について

当該消防本部では、警防隊も予防業務に従事しております。隣市との消防広域化や違反公表制度の施行を契機として予防専従員の増員を含めた違反是正の強化が行われ、当該対象物は、所管替えを行い本部予防課で違反是正を対応する体制を整えました。

各消防本部における執行体制や違反是正の進行管理体制などについて話し合ってください。各消防本部の査察規程や違反処理規程について再確認し、メリット及びデメリットを意見交換してください。

３．名宛人の特定について

本事案は、名宛人の特定など十分な証拠を整えております。違反処理への移行にあたり、関係機関への照会など消防法に基づく照会も活用しております。

本事案で参考となる部分、各消防本部で経験した事案なども含めて参考内容や各消防本部における対応、関係機関との連携などについても話し合ってください。

４．消防法第４条に基づく命令について

屋内消火栓設備の機能不良の特定のため及び告発に向けて、消防法第４条に基づく命令を発動しております。当該命令について意見交換してください。

５．上位措置の選択について

当該消防本部では、命令不履行の上位措置として、①代執行、②消防法第５条の２第１項、③告発のいずれかを検討しましたが、選択として妥当であったかを検討してください。

６．告発について

告発に向けての相談時期、告発先、持参資料、告発方法などについてどう考えますか。

告発相談も含めて経験があれば情報交換してください。

アドバイザーが付加提示した課題及びその他グループで意見が出た内容の検討